

少人数私募債 発行と補助金のおてびき

足立区では、中小企業の資金調達手段の多様化を促進するため
少人数私募債の発行を支援しています。

足立区中小企業支援課

■ 少数私募債とは

社債とは、企業が市場から直接資金を募るために発行する有価証券です。

大企業等が不特定の多数を相手に発行する公募債には、有価証券届出書や報告書を提出する義務、社債券を管理会社に委託する義務等があり、手続に相当な時間と費用がかかります。

しかし、身近な少数の縁故者に直接引受けを依頼する「**少数私募債**」なら、このような義務がすべて免除され、社債券の作成も省略できます。

「少数私募債」として社債を発行するには、以下の条件を満たす必要があります。

■ 少数私募債の条件

● 会社が発行する社債であること

株式会社、有限会社、合資会社、合名会社等が発行した社債であること。

● 社債を募集する相手は50人未満の縁故者であること

社債の募集に伴う届出や報告の義務が免除されるための条件です。

社債の実際の引受者が50人未満であればよいのではなく、社債の引受けを依頼する相手の人数が50人未満であることが必要です。また、社債の引受者から多数の者へ譲渡されるおそれが少ない(譲渡に制限を設ける)ことが条件となります。

● 社債1口の最低額が発行総額の50分の1よりも大きいこと

社債券の管理を証券会社に委託することが免除されるための条件です。

例えば、社債の総額を3000万円とする場合、1口の最低額は3000万円の50分の1である60万円よりも大きくなければならない(60万円では不可)ということです。

また、社債1口の額に複数の種類を設けるときは、最低額の整数倍の額であることが必要です。ご注意ください。

★このほか、発行総額が1億円未満という条件を満たすことによって、社債を募集する相手に有価証券届出書を提出していないこと等を「告知する義務」も免除されます。

■少人数私募債発行の流れ

①事業計画・社債発行条件の決定

社債発行(資金調達)の目的を明確にし、事業計画書を作成します。

事業計画書ができましたら、社債の募集額や募集期間、償還期限、利率等を決定します。

※区の補助金を受ける場合には、所定の様式(区のホームページからダウンロードできます)で事業計画書を作成し、承認を受ける必要があります。

②取締役会等の決議

社債を発行するには、取締役会等の決議が必要です。

取締役会等で決議した内容は「議事録」を作成し、記録しておきます。

③募集要項・社債申込証の作成

社債の募集額、償還期限、利率などを盛り込んだ「社債募集要項」と「社債申込証」を作成します。「社債申込証」には商法で規定する事項を記載するほか、共同購入できることや、応募額が募集額に満たなかった場合でも有効に社債を発行する旨の記載をしておくくと便利です。

※社債発行の目的や理由を文書にした「社債発行趣旨書」を作成することもあります。

④社債引受者の募集

募集要項、社債申込証などを縁故者に配布して、社債の引受者を募集します。

⑤社債申込証の受領・審査

社債申込証による申込みがあったら、申込者の適格審査、申込金額の確認を行います。

⑥募集決定通知書の送付

申込者と金額を確定したら、その旨を「募集決定通知書」により申込者に通知し、払込むべき金額と払込期日、払込方法を案内します。

⑦社債預り証の発行

「申込金の領収証」と「社債の証書」を兼ねた「社債預り証」を発行します。「社債預り証」の作成には所定の印紙税がかかります。

※社債券を作成する場合には、申込金の払込みがあった後に所定の事項を記載した社債券を交付します。社債券の作成には所定の印紙税がかかります。

⑧社債管理台帳の作成

社債を発行したときは、社債原簿(台帳)を作成しなければなりません。

社債台帳は電磁的方法(パソコン)により作成、管理することも認められています。

★少人数私募債は、極めて簡単に発行できますが、発行後は、返済不能の事態を招くなど関係者の信頼を損うことがないように、経営の一層の健全化、償還準備金の計画的な積立てなどの努力が必要であることは言うまでもありません。

■少人数私募債発行経費(支払利息)補助金の内容

①補助対象者

足立区内に引続き1年以上法人登記を有し、初めて少人数私募債を発行する中小企業者

②補助金額

補助対象額に補助率を乗じた金額とします。

- 補助対象額…少人数私募債の発行額を補助対象額とします。ただし、発行額が3000万円を超える場合は、3000万円を補助対象額とします。
- 補助率…年率2.0%とします。ただし、社債の利率を3%未満に設定した場合は、実際の利率から1%を差引いた率とします。

③補助対象期間

社債の発行日から2年間とします。ただし、2年に満たない償還期間を設定した場合は、実際の償還期間とします。

■補助金交付の流れ

①事業計画書の承認申請

所定の「事業計画書」を作成し、区の審査(面談)を受けます。審査には、計画書のほか事業計画承認申請書、直近の決算書、取締役会議事録、募集要項をご持参ください。

なお、審査(面談)は予約制となります(予約電話 3870-8404)。

※①事業計画承認申請書、②事業計画書は、足立区のホームページからダウンロードできます(PDFファイル)。また、Eメールで書類請求いただければ送付いたします。

②事業計画承認書の交付

事業計画書等の審査の結果、妥当と判断したときは「事業計画承認書」を送付します。

※計画の承認は、区が債務を保証するものではありません。社債の募集、発行に関して、区は一切の責任を負いません。

③補助金の交付申請(利息の支払後)

承認を受けた企業は、社債を発行してから1年を経過し当該年分の利息を支払った後に、補助金を申請します。2年目についても同様とします。

【提出書類】 ①補助金交付申請書、②社債申込証の写し、③社債払込金の入金を確認できる書類、④社債管理台帳の写し、⑤利息の支払を証明する書類(領収書の写し等)

④補助金の交付決定

補助金の申請内容を確認後、交付決定通知書を送付します。

⑤補助金の請求・振込み

申請者の請求に基づいて、補助金を指定口座に振込みます。

補助金のお問い合わせ、審査(面談)の予約は中小企業支援課経営支援係TEL03-3870-8404へ
Eメールアドレス kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

少人数私募債Q&A

Q1. 融資と比べて社債にはどのようなメリットがありますか？

A1. 融資は、完済まで毎月、元利返済金が流出しますが、社債の場合は、償還期日までは年1回の利息の支払いがあるだけです。調達した資金を十分に活用することができます。また、社債の引受者にとっては、定期預金等よりも利回りが高く、資金運用上有利になります。

Q2. 社債一口の額よりも少ない額で引き受ける方法はありますか？

A2. 社債一口を共同で購入する方法があります。この場合、発行会社は、あらかじめ社債申込証に共同購入できる旨を記載しておく必要があります。

Q3. 社債一口の額は複数の種類を設けてもよいのでしょうか？

A3. 最低額の整数倍の額であれば複数の社債を発行することができます。例えば一口の最低額が100万円の場合、200万円、300万円という社債は発行できますが、150万円などの額とすることはできません。

Q4. 申込額の合計が、募集額に満たなかった場合にはどうしたらよいのでしょうか？

A4. 申込額が社債の総額に達しなかった場合でも社債を成立させる旨を社債申込証に記載しておけば、申込みのあった額で有効に社債を発行することができます。

Q5. 社債の発行日はどのように決めるのでしょうか？

A5. 社債は、申込のあった額の全額が払い込まれなければ発行できません。したがって、申込金の払込期日以降が発行日となります。

Q6. 個人からの借入を社債に変更することはできますか？

A6. 会社の役員等の個人が会社に貸付けをしている場合、その貸付金を少人数私募債に振り替えることは可能です。

Q7. 社債購入者に支払う利息はどのように決めるのでしょうか？ また、利息にかかる税金はどのように納めるのでしょうか？

A7. 利息は自由に決めることができます。また、利息にかかる税金は分離課税で一律20%（所得税15%・地方税5%）です。利息を支払う社債発行会社が源泉徴収して納税します。

Q8. 社債券は作成しなくてもよいのでしょうか？

A8. 社債券の作成、発行は省略できます。ただし、社債券を発行する場合には、社債券に所定の事項を記載し取締役が署名する必要があります。また、作成には所定の印紙税がかかります。

Q9. 引き受けた少人数私募債を他人に譲渡することはできますか？

A9. 少人数私募債の場合、譲渡は制限されます。会社の承認を得て、一括して一人に譲渡する場合に限り認められます。

Q10. 万が一期日に償還できない場合は、どうしたらよいのでしょうか？

A10. 社債権者集会の承認を得て、借換えの手続きをすることになります。

■作成書類の参考例

●取締役会議事録

取締役会議事録	
日時：平成17年〇〇月〇〇日	〇〇時〇〇分
場所：当社本社会議室	
取締役数：〇名	
出席取締役数：〇名	
代表取締役〇〇〇〇が議長となり、本取締役会は適法に成立した旨を述べ、議事に入る。	
第1号議案 社債（利付少数人私募債）の発行について	
議長は、議案について募集要項は別紙によるものとして、詳細説明し出席取締役ににより審議した結果、提案どおり承認した。	
以上をもって議案の審議が終了し、議長は△時△分閉会を宣した。	
上記決議を明確にするために、本議事録を作成し、出席取締役下記に記名押印する。	
平成 年 月 日	
〇〇株式会社 取締役会	
議長	代表取締役 〇〇〇〇印
	取締役 〇〇〇〇印
	取締役 〇〇〇〇印

●社債募集要項

〇〇株式会社 第1回社債募集要項	
1 会社の商号	〇〇株式会社
2 社債募集総額	金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
3 社債の種類	無担保利付少数人私募社債とする。ただし、債券不発行。
4 社債の金額	金〇,〇〇〇,〇〇〇円
5 社債の利率	年〇.〇%
6 発行価格	額面どおり。
7 償還金額	額面どおり。
8 社債償還の方法及び期間	元金は平成〇年〇月〇日にその全額を償還する。ただし、会社は平成〇年〇月〇日以降何時でも申し出のあった社債権者の所有の全部を買い消却することができる。
9 利息の支払方法及び期間	利息は発行日の翌日から償還期日又は解約日までこれをつけ、毎年〇月〇日の年1回経過分を支払う。ただし、1年に満たざる時は日割計算とする。償還期日後又は解約日後は利息を付けない。
10 中途換金(解約)の方法及び利率	社債権者は、満期前に所有の全部を取締役会の承認を受けた上で換金解約することができる。
11 第三者譲渡の方法及び譲渡制限	社債権者は、満期前に所有の全部を第三者に売却譲渡する場合は、取締役会の承認を受けるものとする。譲渡価格は利息の附される経過期間を考慮して、当事者間の合意によって決定するものとする。ただし、別途定める名義書換え手数料を申し受ける。
12 元金支払方法	当社本社
13 社債元利請求権の時効	社債の償還請求権は10年を経過するときは時効に因って消滅する。利息の請求権は5年を経過する時は時効に因りて消滅する。
14 申込期間	平成〇年〇月〇日()より同年〇月〇日()までとする。ただし、申込額が募集額に達したときは期間中であっても申込を締め切ることができる。
15 募集方法	直接募集。ただし、当初の募集金額に対して過不足が生じた場合は、適宜応募額を決定する。
16 払込期日	平成〇年〇月〇日(〇)
17 振込銀行	〇〇銀行〇〇支店 預金種別〇〇 預金No.△△△△△ 口座名義人 〇〇〇〇
18 申込取扱場所	東京都足立区〇〇 △-△-△ 〇〇株式会社

●社債申込証

社債申込証	
〇〇株式会社 御中	
第1回社債	
社債の金額	金 円 (口)
申込金計	金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円
裏面記載事項承認の上、申しいたします。	
平成 年 月 日	
申込人 住所	
氏名	印
(署名又は記名押印してください)	

(社債申込証の裏面)

社債発行に関する記載事項

- 商号 〇〇株式会社
- 社債の総額 円
- 社債の種類 無担保少数人私募利付債
- 社債の金額 〇,〇〇〇,〇〇〇円
- 社債の利率 年〇.〇%
- 発行価格 額面どおり
- 社債償還の方法と期限 元金は平成〇年〇月〇日にその金額を償還する。ただし、会社は何時でもその全部を買入償却することができる。
- 利息の支払方法と期限 利息は発行日の翌日から償還期日または解約日までこれをつけ、毎年1回経過分を支払う。ただし、1年に満たらずときは日割計算とする。償還期日後は利息をつけない。
- 実際の社債応募額が社債申込証に記載した総額に達しない場合でも、実際の応募額を社債の総額とする。
- 社債は一口を複数人により共同で購入できるものとする。ただし、共同購入者の内から代表者を一名決めなければならない。

●募集決定通知書

募集決定通知書	
(社債申込者氏名) 様	
この度は、弊社の私募債に応募していただきましてありがとうございます。	
御申込書に御記載のとおり決定させていただきましたので、平成〇年〇月〇日までに、下記の金融機関口座にお振込みいただきますようお願いいたします。	
記	
1 決定内容	
社債の金額	〇,〇〇〇,〇〇〇円 (〇口)
申込金計	〇,〇〇〇,〇〇〇円
2 振込口座	
〇〇銀行△△支店	
〇〇預金 口座番号〇〇〇〇〇	
口座名義人 〇〇〇〇	
平成〇年〇月〇日	
〇〇株式会社	
代表取締役 〇〇〇〇 印	

●社債券(発行する場合)

〇〇株式会社
第1回 無担保社債券
金〇,〇〇〇,〇〇〇円

利率年 △.△% 償還期限 平成〇年〇月〇日
 社債権者 〇〇〇〇殿 利渡し日 毎〇月〇日

本社債券は、〇〇株式会社が平成〇年〇月〇日に開催した取締役会の決議に従い、裏面記載の要領により、直接募集し発行した社債券である。

平成〇年〇月〇日
 東京都足立区本町1-2-3

〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇

社債券を発行しない場合、この「利札」のみを印刷して渡すケースもあります。利札は利息の支払を約した有価証券です。

① 〇〇株式会社 金〇〇〇〇円 平成19年 〇月〇日渡 支払印	② 〇〇株式会社 金〇〇〇〇円 平成20年 〇月〇日渡 支払印	③ 〇〇株式会社 金〇〇〇〇円 平成21年 〇月〇日渡 支払印	④ 〇〇株式会社 金〇〇〇〇円 平成22年 〇月〇日渡 支払印
--	--	--	--

●社債預り証

社債預り証

収入印紙

(社債引受者) 様

今般、当社の私募債に応募していただきまして誠にありがとうございました。
 募集決定通知書のとおりのお金を確認いたしました。社債預り証を発行いたしますので大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、今回の開始日は平成〇年〇月〇日からとなります。

預り口数及び金額
 社債の金額 〇,〇〇〇,〇〇〇円 〇口
 合計 〇,〇〇〇,〇〇〇円

平成〇年〇月〇日
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇 印

(社債券の裏面)

収入印紙

社債の要領

本要項は、〇〇株式会社が発行する第1回無担保社債(以下「本社債」という)にこれを適用する。

1. 本社債の発行総額は、金40,000,000円とする。
2. 本社債の種類は、利付少数人数私募社債とする。
3. 本社債の金額は、金1,000,000円とする。
4. 本社債の利率は、年4%とする。
5. 本社債の発行金額及び償還金額は、額面どおりとする。
6. 本社債は、当社取締役会の承認を得て一括譲渡する場合以外の譲渡を禁止する。
7. 本社債は、券面表示額の単位未満に分割することができない。

●社債台帳

(社債権者氏名) 〇〇〇〇様

〒120-0001

(住所) 東京都足立区△△1-2-3

〒

(変更住所)

(振込銀行) 〇〇銀行△△支店 口座種別 口座No.

社債券発行年月日	引受又は譲渡人氏名	取得		譲渡		現所有		適要
		額面	金額	額面	金額	額面	金額	
2002 4 15	〇〇〇〇	万円 200	A001~ A002 400	万円		万円	万円 A001~ A002 400	
2003 4 1	△△△△			200	A001~ A002 400		0	